

平成 26 年度 インクルーシブ教育システム構築モデル事業 成果報告書
【インクルーシブ教育システム構築モデルスクール】

教育委員会名

富山県教育委員会

概 要

モデルスクールの概要（平成 27 年 2 月現在）

	モデルスクール名	幼児児童生徒数	教職員数
1	富山県立志貴野高等学校	309 名	53 名

【事業概要】

1. モデルスクールの特色（特別支援教育に関する事項）

平成 21 年度には「高等学校における発達障害支援モデル事業」、平成 22 年度には「高等学校における発達障害のある生徒への支援」と文部科学省から研究指定を受けた。2 年間の実践研究の結果、特別な支援を必要とする生徒に対する校内の支援体制の整備や地域の特別支援学校や関係機関とのネットワークの構築を行った。

平成 25 年度にはインクルーシブ教育システム構築モデル事業の指定を受け、聴覚障害や発達障害のある生徒に対する卒業後の生活につながる高等学校における「合理的配慮」について実践を積み上げた。

平成 26 年度にも継続して指定を受け、肢体不自由のある生徒を対象に加えた。これまでの成果を基に、進路を見据えた高等学校段階の「合理的配慮」について、移行支援も視野に入れた実践事例の蓄積や、高等学校において支援を継続していくための校内支援体制構築についても期待できる。

2. 取組の概要

【教育委員会がモデルスクールに対して行った取組及び支援】

富山県教育委員会では、医師、学識経験者、特別支援学校長、障害者就業・生活支援センター職員からなる運営協議会を設置している。運営協議会の設置要項の作成、委員の人選、委嘱を行い、運営協議会での指導・助言、また事例検討会での指導・助言を行った。

特別支援学校、教育センターでの勤務経験のある教員OBを合理的配慮協力員（1 名）として配置した。

【モデルスクールとして行った取組】

（1）運営協議会（2 回）

障害のある生徒に対する合理的配慮や教員の理解推進を図るための研究について検討し、富山県教育委員会は指導・助言を行った。

(2) 特別支援教育校内委員会 (3回)

校務運営委員、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、合理的配慮協力員からなる。障害の特性及び特性に応じた合理的配慮について教職員の周知徹底を図ることを目的として開催した。

(3) 校内検討委員会 (11回 (事例検討会6回を含む))

特別支援教育コーディネーター、担任、教育相談部長、合理的配慮協力員からなる。合理的配慮についての実践事例を蓄積するとともに、校内の体制整備を行った。事例検討会を兼ね、助言者として対象生徒の障害種に対応した大学の教員を招き、合理的配慮の検討・評価を行った。また、必要に応じて専門家の派遣を依頼した。

(4) 合理的配慮協力員 (役割・活動内容、活動回数等)

合理的配慮協力員は、対象生徒に対する合理的配慮の提案・提供、専門家の活用、特別支援学校との連絡調整、事例の記録のほか以下のことなどを行った。

- ① 運営協議会、研修会、報告会の計画、開催
- ② 特別支援教育校内委員会での報告
- ③ 校内検討委員会の計画・開催、記録 (事例検討会を含む)
- ④ 対象生徒・保護者面談、記録
- ⑤ 対象生徒への指導

(5) 合意形成のプロセス

年間通じて提供されている合理的配慮について、PDCAサイクルを念頭に置き、本人・保護者の合意形成に基づいた合理的配慮の提供のため、次のような手順で合意形成を図った。

- ① 校内検討委員会 (事例検討会)
 - ・合理的配慮が必要と思われる生徒の個別の教育支援計画、個別の指導計画を作成した。
- ② 第1回面談
 - ・対象生徒・保護者へモデル事業について説明。対象となることについて了解を得た。
- ③ 校内検討委員会 (事例検討会)
 - ・対象生徒の合理的配慮について検討した。
- ④ 第2回面談
 - ・対象生徒・保護者へ③で検討した合理的配慮について説明し合意形成を行った。保護者・本人の希望を聞き、修正、追加も行った。

合理的配慮の提供
- ⑤ 校内検討委員会 (事例検討会)
 - ・対象生徒の様子などを基に、合理的配慮について中間評価をし、修正をした。

⑥ 第3回面談

- ・対象生徒・保護者に合理的配慮についての意見を聞き、修正をした。

合理的配慮の提供

⑦ 第4回面談

- ・対象生徒・保護者へ今年度提供した合理的配慮について説明し、感想や今後の希望を聞いた。

⑧ 校内検討委員会（事例検討会）

- ・対象生徒の変容について話し合い、合理的配慮について最終評価をした。また、個別の指導計画について評価し、個別の教育支援計画を修正した。

(6) 関係機関との連携

- ① 大学等より対象生徒の障害を専門とする教員等を招き、対象生徒の障害の理解や合理的配慮について研修を受けた。また、校内検討委員会（事例検討会）で対象生徒の合理的配慮について指導・助言を受けた。
- ② 大学の学生支援センターへ支援スタッフの派遣を依頼して、対象生徒のソーシャルスキルトレーニングを行った。
- ③ 対象生徒の進学先の短期大学と移行支援会議を開催して、個別の教育支援計画を活用して、高等学校で提供した合理的配慮について説明した。

3. 成果及び課題

(1) 成果

- ① 聴覚障害のある生徒は必要な合理的配慮について考えることで、自分自身の障害認識が形成されるとともに、明確な目標をもって大学進学を果たした。また、発達障害のある生徒は障害特性に応じた対処法を身に付けて進学した。また、肢体不自由のある生徒は自分の障害特性を考慮して進路を考えるようになった。
- ② 障害やインクルーシブ教育システム構築についての教職員の理解が進み、授業や行事でのユニバーサルデザイン化を推進することができた。
- ③ 個別の教育支援計画や個別の指導計画の様式を検討し、合理的配慮提供までのマニュアルを作成した。また、校内検討委員会の役割を明確化したことで、校内の支援体制の整備が進んだ。

(2) 課題

- ① 校務分掌にインクルーシブ係を設けて、全校でインクルーシブ教育システム構築に取り組む必要がある。
- ② 発達障害の診断の有無に関わらず支援が必要な生徒はいるが、本人、保護者の気が付かない場合が多い。高等学校段階で必要な卒業後の進路・社会自立を踏まえた合理的配慮の提供をどのように進めていけばよいか検討が必要である。